

定型約款の規定の新設

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に「Q&A 市民のための消費者契約法」(中央経済社、2019年)ほか多数。



はじめに

本稿では、改正民法で新たに設けられた定型約款に関する規定を取り上げます。その前提として、約款とは何か、現代社会において約款が果たしている役割や約款をめぐる問題点などを知っておく必要があります。そこで、まず定型約款の規定の説明に先立って約款についての前提知識の説明をすることにします。

民法上、契約について、「申込みと承諾が一致すると契約は成立する」とし、契約とは法的に保護される約束であると説明しています。しかし、私たちの日常生活での契約をみると、消費者と事業者との間で、契約の細かな条項の内容などについていちいち交渉をして取り決めをしているわけではありません。例えば、乗り物に乗る(旅客運送契約)とか、宅配便で荷物を送る(宅配便契約)などの日常よく利用されている契約では、契約内容である細かな契約条項は、あらかじめ事業者が一方的に決めています。また、これらの契約では、契約締結時に、事業者から契約条項を示されることもなく、また契約条項がどのような内容かを説明されることもありません。多くの消費者は、旅客運送契約や宅配便契約の契約条項を知らないのではないのでしょうか。

スマートフォン等の電気通信契約でも、契約条項を事業者があらかじめすべてを一方的かつ一律に決めており、消費者はこの内容に従って契約を締結しています。乗り物に乗る場合との違いは、契約を締結する際に事業者は消費者に契約書を示して署名をさせている点です。つま

り、契約締結時に契約条項が消費者に提示されているので、消費者が契約条項を知る機会がないわけではない点が、大きな違いです。

以上のとおり消費生活で利用される多くの契約で、契約条項を決めているのは事業者です。このように、契約当事者の一方があらかじめ契約条項を一方的に決めた全体を、約款や普通契約約款といいます。民法の契約の基本原則からすると、約款は特殊なものに思われます。しかし、消費生活ではありふれたものという側面があります。約款は、消費生活にとってどのような意味があるのでしょうか。

約款の使用は、事業者にとっても消費者にとっても意味があります。事業者には、不特定多数の相手方に対して一律の取引条件で大量の取引を行えるというメリットがあります。相手方ごとに個別に交渉して取引条件を決め、相手方ごとに取引条件が違うというのでは、契約締結時にも契約締結後の管理上も大変な手間暇とコストがかかります。消費者にも、事業者が不特定多数の相手方との間で一律の取引条件で契約することにより、自分にとって必要なサービスなどを安価に利用できるというメリットがあります。

不特定多数の者を相手に大量に取引をする、大量販売・大量消費の現代社会においては、約款は契約当事者双方にとって必要不可欠な重要なものとなっています。ところが、改正前民法には、約款についての規定は設けられていませんでした。そこで、日常生活などで必要不可欠となっている約款について、改正民法で規定を設ける必要があるのではないかとこの観点から

検討が進められました。

約款をめぐる問題点

約款をめぐる問題点には、大きなものとして次の3点があります。第一に約款の定義の問題、第二に約款が契約内容に取り込まれるための要件の問題、第三にいったん契約が成立した後で契約内容を一方的に変更できるか、というそれぞれの問題です。

第一は、これまで民法には約款の規定がありませんでした。民法で規定を置く以上は、定義規定を設ける必要があります。これをどのように定めるかという問題です。

第二は、旅客運送契約のように消費者が約款内容を知らないままに契約を締結しても、約款内容が契約内容となる場合があります。しかし、民法の契約に関する基本原則「契約は約束である」との考え方からすると、相手から示されておらず消費者が知らない内容が、約束の内容になるはずがありません。では、約款が契約内容に取り込まれるためには「契約の原則」の例外として、どのような条件を満たす必要があるかという問題です。

第三は、契約は約束ですから、一度契約が成立した後で、一方当事者から一方的に契約内容を変更することはできないはずですが、不特定多数を相手に長期間にわたる契約を締結した場合には、さまざまな事情の変更などにより、契約条項の一部を変更せざるを得ない事態が起こり得ます。その場合に、すべての契約について相手方との同意を得る必要があるとするのは、手間暇もコストもかかるうえに、同意しない相手とは従来どおりの扱いにしなければならなくなり、現実的な対応が困難になってしまいます。こうした事態をどのように調整すべきかが問題になります。

定型取引とは(548条の2)

法制審議会の審議では、委員間の意見の対立があり、約款全体についての規定に関して委員全員の合意を得ることができませんでした。そ

こで、最終的に約款全体に関する規定を導入することは見送り、定型取引で用いられる約款のみに関する規定が導入されました。定型取引以外で用いられる約款問題については、これまでどおり裁判所の判断に委ねられることとなります。

定型取引とは、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう」と定義されています。法務省は、旅客運送契約、電気やガスの供給契約、保険契約、インターネット利用の契約などは定型契約の典型例であると説明しています。

次に、定型約款とは、「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう」と定義しました。

なお法務省は、労働契約やビジネス上の取引で用いられるいわゆる「ひな型」は定型約款には該当しないと説明しています。

(定型約款の合意)

第548条の2

定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

契約への取込み要件(548条の2)

定型約款が契約内容に取り込まれ、定型約款の個別の規定について合意したものとみなされるためには次の要件が必要と定めています。

まず、契約当事者間で「定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき」です。この場合の、定型約款を契約の内容とする旨の合意は、文字どおり「この契約では定型約款を用いる」ことについての合意という意味で、定型約款の具体的な内容ではありません。具体的な内容は、相手方に開示する必要もなく、まして合意をす

る必要もありません。

あるいは、相手との間で上記の合意をしていなくても、「定型約款を準備した者(以下、定型約款準備者)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」でも定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされます。

ここで定められている取り込み要件では、消費者契約を例に説明すると、定型約款を用いる事業者は、相手の消費者に対して定型約款の具体的内容について開示したり説明したりする必要はなく、単にこの契約では定型約款を使用することについて消費者と合意をするか、表示をしておけばよいということです。消費者は、定型約款の個別の条項がどのような内容になっているのかを知らないままに、民法上「個別の合意をしたもの」とみなされることになるのです。

第548条の2

… 略 …

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
- 二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

契約に取り込まれない場合 (548条の2第2項)

ただし、事業者が定型約款として定めた条項であれば、すべてが「合意したもの」とみなされるわけではありません。例外的に契約の内容に取り込まれない場合があることを定めています。それは「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項*に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの」です。このような条項は、合意しなかったものとみなすこととなります。つまり、個別の合意をしたものとはされず、契約内容には取り込まれません。

不当条項として契約に取り込まれない条項の規定は、消費者契約法10条の規定に似ていますが、要件に違いがあります。消費者契約法では、第一に法令の任意規定に比べて「消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であること、第二に「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するも」のであること、と定めています。改正民法では、第一に「相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項」であること、第二に「その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの」であることが必要と定めており、消費者契約法の要件とは違う規定のしかたとなっています。

第548条の2

… 略 …

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第10条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

定型約款の内容の表示・ 開示請求(548条の3)

定型約款準備者は、原則として、相手方に対して定型約款の内容を開示したり説明する義務を負いません。ただし、相手方から請求があった場合には、遅滞なく相当な方法でその定型約款の

* 第1条2項 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

内容を示さなければならないものとされています。準備者が開示の義務を負うのは、「定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合」ということです。

定型取引合意の前に、相手方から開示の請求があったにもかかわらず、この請求を拒んだときは、定型約款は契約内容に取り込まれません。

消費者から定型約款を見せてほしいと請求しなければ、事業者は、定型約款の内容を消費者に開示したり説明したりする義務はないという点に注意する必要があります。情報格差・交渉力格差があるため、弱い立場にある消費者の利益を配慮すると、このままの規定では消費者にとって過酷だと言わざるを得ません。そこで、消費者契約法において、定型約款などの契約条件について、契約締結前に消費者に対して開示すべきことを事業者に義務づける必要があるのではないかと指摘がされています。

(定型約款の内容の表示)

第548条の3

定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

 契約条件の変更(548条の4)

改正民法では、定型約款を準備した者(消費者契約の場合には事業者)が、契約締結後に一方的に約款の内容を変更することができる場合と手続きについて定めています。この場合には、個別に契約相手と変更の合意をする必要はなく、変更後の定型約款の条項について合意があったものと見なす扱いとされます。

まず、一方的に変更できるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。第一は定型

約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するときで、第二は定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め^{かか}の有無およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときです。

手続きについては、まず、その効力発生時期を定めること、さらに、定型約款を変更する旨および変更後の定型約款の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知することが必要とされています。定型約款を変更する場合には、既に契約を締結している相手方について個別に同意を得る必要がないだけでなく、個別に知らせる必要もなく、インターネットなどで周知をすればよいとされている点に注意が必要です。

(定型約款の変更)

第548条の4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め^{かか}の有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第548条の2第2項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。